

## 議案第71号

## 福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、市営駐車場の駐車料金の額を改める等の必要があるによる。

## 福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

福岡市営駐車場条例（昭和44年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	最初の1時間まで	380円	を	「	30分までごとに	200円	」
		以後30分までごとに	180円			一律	1,100円	
		一律	1,050円					

に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市営駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入庫に係る駐車場の料金の額について適用し、施行日の前日までの入庫に係る駐車場の料金の額については、なお従前の例による。